

# 浄化槽整備事業

現在、下水道未整備区域においては、生活排水がそのまま道路側溝や水路・川などへ垂れ流された状況となり、河川の水質汚染、周辺環境や自然環境への影響が懸念されています。

浄化槽整備事業は、トイレの水洗化による居住環境の改善に加え台所等からの生活雑排水を浄化して排水し、周辺環境の改善を図ることが目的であり、また、生活に潤いをもたらす川、海といった水環境の保全をはじめとする良好な自然環境の維持のためにも重要な事業となっています。



## 浄化槽にはこんな利点がある



### ■汚れた水を流しません。

台所・風呂の水もきれいにしてから流すので、側溝がきれいになり、ハエ等の発生も防ぎます。

### ■水洗トイレが使えます。

汲み取りのトイレに代わって、衛生的で快適な『水洗トイレ』が使えるようになります。

### ■川がきれいになります。

汚れた水が流れなくなるので、きれいな川になり自然環境が保たれます。

### ■浄化槽は、下水道と変わりません。

下水道は、下水管を通して汚水を終末処理場で集合処理します。

浄化槽は、汚水を直接浄化槽で処理します。浄化槽から流される水は、下水道終末処理場から流れる水と同じきれいな水に処理されます。



## 浄化槽を働かせるためには



### 浄化槽の設置

「浄化槽設備士」でなければできません。  
間違った施工をすると、浄化槽本来の働きをしないで汚水を流すことになることもあります。



### 浄化槽の管理

「浄化槽管理士」でなければできません。  
保守点検は、年3回以上行います。  
消毒剤の点検・補給、モーターの点検、機能の診断、汚泥の調整・移動等を行います。



### 浄化槽の検査

「北海道浄化槽協会」が行います。  
検査は、年1回行います。  
浄化槽が適正に設置されているか、保守点検・清掃が決められたとおり行われているかを検査します。



### 浄化槽の清掃

「浄化槽清掃技術者」でなければできません。  
清掃は、年1回行います。  
汚泥等の引抜と内部の清掃を行います。



## 浄化槽の整備は

- 対象区域は** 下水道整備区域以外の全地域を浄化槽整備区域とします。
- 対象住宅は** 個人が所有する戸建住宅とします。
- 浄化槽の設置は** 町が行います。
- 設置場所は** 設置を希望する方の敷地内とし、町と用地無償賃貸契約を結びます。
- 維持管理は** 町が行います。



## 浄化槽にかかる負担は

### (1) 分担金

分担金は、家の1階床面積に256円/㎡を乗じた額が負担となります。(100円未満の端数切り捨て)

【例 1階床面積が20坪の場合】

20坪=66㎡ (1坪=3.3㎡)

66㎡ × 256円 ≒ 16,800円

### (2) 排水設備等工事費

排水設備等工事費は、家の構造やトイレの位置、便器の種類等で様々ですが、おおよそ下水道地区の例などでは50万円程度となっています。

町では、この工事費に対する補助制度を設け浄化槽接続を推進していきます。

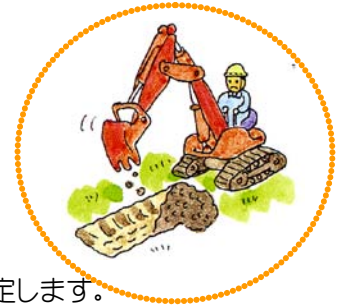
### (3) 使用料 (使用料は下水道使用料に準じて決められます。)

#### ① 町水道を利用している家庭

水道の使用量を浄化槽へ流した汚水の量とみなし使用料金を算定します。

#### ② 町水道以外の水を使用している家庭は

家族の人数やトイレ・浴槽の数等で汚水量を認定して使用料金を算定します。



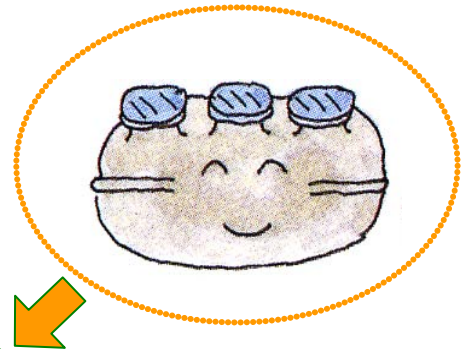
## すでに設置している浄化槽は

### 個人が設置した浄化槽は

町の基準を満たしている浄化槽(合併処理浄化槽)は、町に無償譲渡していただいた後に町が維持管理を行うこととなります。

使用料については、設置した場合と同じになります。

なお、トイレの汚水のみ処理する単独浄化槽は対象となりません。



【無償譲渡した場合】

町が浄化槽の所有者となるため、町が維持管理(保守点検・清掃・法定検査等)を行います。

故障した場合も町が修理を行います。